

老人保健医療制度とは？

高齢者がお医者さんにかかる時の負担を軽くし、安心して医療を受けられるようにするための制度です。

対象者

対象者は医療保険に加入し、次の項目に該当する方です。

- ・ 75歳以上の方
- ・ 75歳未満で昭和7年9月30日以前に生まれた方
- ・ 65歳以上で一定の障害の状態にあり市長の認定を受けた方



負担割合

医療機関での自己負担額は所得により1割または2割となります。基準は以下のとおりです。

所得区分	負担割合	所得基準
一定以上所得者	2割	課税所得(各種控除後)が年額145万円以上の老人保健対象者または70歳以上の方、および同じ世帯の老人保健対象者または70歳以上の方※
一般	1割	住民税課税世帯で上記以外の方
低所得II		世帯全員が住民税非課税の方
低所得I		世帯全員が住民税非課税かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する方

※ただし、その世帯の上記該当者の年収が合計621万円未満（該当者が1人の世帯では年収484万円未満）の場合は、申請により1割負担となります。

所得区分低所得IおよびIIの適用を受けるには申請が必要になります。

いなべ市の老人保健医療費の現状

平成16年度いなべ市の1人当り老人保健医療費は、1年間で約77万円で県下第4位という高い位置にあります。

高齢化率も20%を越えていて、このままでは、今後も医療費が上昇していくと考えられます。

市民のみなさんが、高齢期も明るく生き生きと生活するためには、『健康』は大切なものです。

簡単な体操やウォーキングをしたり、また趣味や生きがいなどを見つれたりして、この大切な『健康』を、無くさないようにしましょう。

病気別医療費の割合

